

○十七番（平井 一三君）登壇 皆様、おはようございます。自民党県議団の平井一三であります。昨年四月に議席をいただいたばかりでございますが、今回、代表質問の機会をいただき、まことに光栄に感じております。ありがとうございます。

質問に入ります前に、このたびの九州北部豪雨災害により、とうとい命を奪われました方々に心から御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました多くの県民の皆様に対しお見舞いを申し上げます。

それでは、これより質問に入ります。最初に、去る七月に発生した九州北部豪雨災害についてであります。初めに幾つかの点について、知事の政治姿勢として前もってただしておきます。平成に入って以降本県を襲った大きな災害を振り返りますと、平成三年九月の台風十七号、十九号、とりわけ十九号による大規模な山林の倒木被害が印象に残っております。平成十一年、十五年には御笠川上流域で記録的な豪雨、博多駅周辺地区は洪水、浸水に見舞われ、都市機能の維持に大きな障害をもたらし、都市型水害の恐ろしさを再認識したところであります。特に十五年の水害では、県の防災責任者が災害当日に不在という防災体制のずさんさが発覚し、県民の信頼を失墜、防災体制の再構築が求められました。平成十七年三月には福岡県西方沖地震が発生しました。九州北部でマグニチュード七クラスの地震は、これまで震度四までしか観測記録のない本県に大きな衝撃を与えました。震源が沖合だったこともあり、甚大な被害は免れましたが、福岡市西区の玄界島では建造物などの大半が被害を受け、住民のほとんどが福岡市本土へ全島避難するなど、大都市防災のあり方に大きな課題を残しました。

県当局は、こうした過去の大災害の都度、どのような防災体制の強化に取り組んできたのか改めて整理をしていただくとともに、次の災害の軽減にどう寄与したのか、その実績の分析、評価について知事の明快な答弁を求めます。

それでは、これより豪雨災害について、具体的な質問に入ります。まずは今日までに判明した具体的な被害状況であります。人的被害、家屋被害のほか、農林水産業や商工業、道路、河川などの公共土木施設の被害状況と被害額について、その全容はどうなっているのか、その規模は近年の自然災害と比べてどうなのか、詳細に答弁を願います。

そして、五名ものとうとい命が奪われた今回の災害の原因と、再発防止に向けた決意並びに被災者支援や復旧、復興に向けての知事の基本的な考え方、基本姿勢をお答えください。

次に、危機管理体制の検証についてであります。今年度新設強化された防災危機管理局は、今回の災害対策に当たってその機能が十分発揮されたのか、その評価をお示しください。

今回の災害で、改めて日ごろからの危機管理体制整備の重要性が認識されたところであります。組織としての危機管理の高度化、専門的知識、ノウハウを習得するためにも、我が会派がこれまでに常に指摘、提案してきた自衛隊や警察、消防との人事交流が必要であります。特に自衛隊との交流は、領土主権の確立や国民保護法制との絡みからも一層重要であると思われませんが、知事の見解を改めてお示しください。

次に、市町村の住民に対する豪雨情報や避難指示などの伝達、避難所の設置や食品、飲料水の給与などの避難者支援は十分に対応できたのか、市町村の初動態勢の評価についてであります。例えば柳川市では、沖端川が決壊するわずか十分前に避難指示が出されたと聞いているところであります。また、住民への指示も、スピーカー型の防災無線もないため、市役所から区長への電話連絡しか方法がないありさまだったにもかかわらず、それすら人手不足で間に合わなかったようであります。避難指示や避難誘導がおくれた原因はどこにあったと見ておられますか。見解をお聞かせください。

また、八女市の災害を見ると、いわゆる山間部である旧黒木町や旧星野村に大きな傷跡を残しております。こうした地域は平成の市町村合併により役場機能は大幅に縮小され、支所機能しかなかった地域であります。コントロールタワーの不在と地域での行政の人手不足が住民への避難指示や避難誘導をおくらせ、甚大な被害をもたらしたとしたら、今後大きな禍根を残すこととなります。このことに対する知事の見解、さらに住民向けの防災無線の整備や自主防災組織の結成の必要性が再認識されたところであります。今回の市町村の対応をしっかりと検証し、今後、県内全市町村に改善点などを指導すべきであると思っております。見解をお聞かせください。

次に、応急対策の状況についてであります。うきは市浮羽町や八女市黒木町、

星野村などの一部では、生活道路が寸断され、長い間孤立状態が続き、高齢者が多い地域住民に大きな不安と苦痛を与えています。現在では解消されているようですが、孤立の原因について、それぞれの地区ごとに見解を示していただくとともに、今後の対策についてはどのように考えておられるのか、方針をお聞かせください。

平穏な住民生活を取り戻すためのさまざまな応急対策、とりわけ家屋への流入土砂の撤去や応急仮設住宅の建設、県営住宅の貸し付け、寸断した生活道路、鉄道の復旧、学校施設の消毒や応急措置、災害廃棄物の処理などの進捗状況はどのようになっているのか、具体的にお答えください。

次に、農業、漁業、中小企業支援についてであります。崩壊や冠水、流出など、農地、ハウス、農道、用水路など農業関連施設に甚大な被害が生じております。また、漁船の流出や損傷、係留施設の損傷、ノリ加工場への浸水など漁業への被害も大きいところであります。被害農業者、被害漁業者、中小企業者に対してどのような支援策を講じているのか、また今後講じていくのかお答えください。

また、有明海などの海岸に漂着している流木やごみの回収、漁場に堆積した土砂などのしゅんせつ、除去についてはどのようになされておりますでしょうか。佐賀県側におくれること約二週間、なぜ本県が佐賀県と足並みをそろえて一斉に除去などを行わなかったのか具体的にお答えください。

次に、公共土木施設復旧についてであります。県の発表によると、今回の豪雨では百十一件の河川の決壊があったようです。そのうち、衝撃的であった矢部川、沖端川の堤防決壊では、流域の千二百戸を超す住宅が浸水し、学校、水田、ビニールハウスなどに大量の泥土が流れ込んでおります。特に柳川市大和町六合で長さ五十メートル、高さ六・五メートルにわたって起こった矢部川の決壊は、なぜカーブの内側の流れが緩やかなこのような場所で決壊したのかと、地元住民はもちろんのこと、河川工学の専門家でさえ不思議がっているところでもあります。決壊原因について真相を究明すべきであり、その上で今後の再発防止策に取り組むべきであります。矢部川流域河川などにおける現状と対応についてお聞かせください。

次に、福岡県は矢部川上流の日向神ダムを初め十五の県営ダムを持っており

ます。これらのダムが洪水調整、いわゆる治水機能を果たしていることは言うまでもありませんが、一方で、これらのほとんどのダムには水道用水や農業用水などを確保する、いわゆる利水の機能を持っております。大雨が予想される際には、利水のために貯留しているダム湖の水を一時的に放流することによって、できる限りダム湖を空の状態に持っていくことは困難なのでしょうか。これが実施されれば、ダムからの放流量を抑え、少なからずピーク時の河川水位は下げられたはずであります。

この際、放流操作規則の見直しを行う考えはないかどうか、知事の見解をお聞きいたします。

次に、道路、河川、土砂災害の数多くの被災箇所の早期復旧に向けた決意と大規模被災地の今後の復旧見通しについてであります。激甚災害への指定を含めた国への支援要請をどのように具体的に行ったのか、またその結果、どのような支援策が講じられているのか、地域を含め具体的にお示しください。

また、災害復旧事業は原状復旧が原則と聞いております。二度とこのような被災を受けることなく住民が安心し、安全に暮らせるために、ぜひ川幅を広げたり、護岸を高くするなどの改良復旧事業を実施すべきです。しかしながら、この改良復旧事業は国の採択基準が厳しい上に国庫補助率も低いと聞いております。採択基準の大幅な緩和と補助率の引き上げを国に働きかけ、実現させるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

また、今回の災害により、県民はより一層災害に強い県土づくりを望んでいるということも言うまでもありません。いわば県土の強靱化であります。このことについて、知事がどのような姿勢で取り組むのか、あわせて見解をお聞かせください。

次に、被災市町村支援についてであります。被災地では、技術職を中心に市町村のマンパワーが不足し、県に応援を求めていると聞いています。しかしながら、これに万全にこたえる体制は県にもなく、県における職員確保、とりわけ県土整備、建築都市、農林水産のいわゆる公共三部の執行体制の強化が被災地復旧にとって不可欠であるようです。このことについて、知事の見解をお聞かせください。

また、被災市町村の財政は逼迫しております。被災市町村への財政的支援に

については今後どのように対応されていくのですか、具体的にお聞かせください。

さて、戦後六十七年が経過し、世界有数の経済大国に成長いたしました。反面、経済成長のひずみでしょうか、気象変動や山林の荒廃などにより国土の脆弱化が進んでいるのではないかと危惧をしております。気象庁の資料では、今回のような被害をもたらす豪雨の発生回数は、ここ三十年で約一・三倍になっており、長期的に増加傾向にあると言われます。年平均の土砂災害発生件数もここ三十年で一・三倍にふえているようです。

本県でも、狭義の消防防災分野にとどまらず、県政全体を防災の観点から見直し、学校教育における防災教育の実施など、多方面にわたる領域で総合的に政策を進めることが必要であります。また、福岡、北九州都市圏、その他の中山間地など、地域特性と災害種別に応じたきめ細かな施策が必要ではないかと考えますが、知事の見解と対応を御披露願います。

とりわけ大地震に備え、福岡、北九州都市圏の広大な埋立地にある建築物を大規模液状化からどう守って、被害を最小限に食いとめるのか。密集市街地での火災やガス爆発の危険性、ビルから飛散する窓ガラスの破片の危険性などをどう軽減するのか。救急医療、通信、金融を初め複雑な社会システムをどう維持、回復するのか。加えて、集中豪雨の場合は都市水害への配慮も欠かせません。これまでの都市計画に基づく都市開発、都市拡大をそのままにして済むものではないと思いますが、知事の率直な所見を伺います。

中山間地域の災害脆弱化も軽視できない重大問題であります。中山間地域では至るところで道路が寸断され地域が孤立化しやすい状況であります。地すべり多発地帯ではさらに深刻な問題となります。高齢化が進み、避難のおくれが致命的になり、危険性が高まることは平成十六年の新潟県中越地震や平成十九年能登半島沖地震でも見られた事態であります。また、中山間地では過疎化、高齢化が進み地域共同体機能の衰弱が進行し、被害をいたずらに拡大する危険性が高まっています。一方、厳しい財政状況の中、積極的な更新も現実的には難しい状況であります。短期と中長期両方の視点に立ったビジョンと計画的な実施が欠かせないと思われませんが、知事の認識と方針をお示しください。

さて、長年にわたって大きな政治課題であった消費税の税率引き上げを柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が成立をいたしました。これに伴い、本

県でも今議会に県税条例の一部改正が提案されております。そこで、この一体改革に関して、地方税財政上の残された課題などを中心に知事の見解をただしおきます。今回の改革関連法の成立によって、消費税率は平成二十六年四月から八％へ、さらに平成二十八年十月からは一〇％に上がることとなります。しかしながら、社会保障制度の抜本的な見直しが図られず、若者に夢を与える社会保障の将来像が不明瞭であるなど厳しい指摘もなされております。

そこで、今回の社会保障と税の一体改革関連法案の成立をどのように評価されているのか、小川知事の忌憚ない率直な見解をまずお尋ねしておきます。

ところで、消費税率が一〇％になったときには、そのうち二・二％分が地方消費税と一・五二％分が地方に配分されることとなります。このような配分になった経緯は、制度として確立された年金、医療、介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する経費、いわゆる社会保障四経費をベースに国、地方の役割分担に応じた配分がなされた結果と聞いております。けれども、配分に当たって算入された社会保障関係の地方単独事業量は二・六兆円にすぎず、総務省や全国知事会などがここ数年来主張してきた地方単独事業量約七兆円からは大幅に目減りをしております。今日地方自治体が担っている社会保障の広範性、多様性などを考えますと、地方の社会保障サービスに必要な税財源配分が一体どれだけなされたのか、直ちには納得しかねる疑念が残ります。この点、知事はどのように認識されているのか、またそれを踏まえて今後どう対応するつもりなのかをお尋ねいたします。

また、地方消費税については、今回の引き上げ分は医療、介護、子育て支援、少子化対策のいわゆる社会保障四経費、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされ、その使途の明確化が図られています。また、地方交付税にリンクされる一・五二％分についても、法律上は一般財源とはいえ、引き上げ分の地方消費税と同様の使途に充てられるよう運用がなされるように聞き及んでおります。そこで、地方消費税については二・二％のうち一％分は一般財源としての普通税、一・二％分はいわゆる目的税となるわけですが、こうしたわかりにくい税制を適切に管理していくためには、例えば本県予算に社会保障サービス特別会計といった特別会計を設置して受益と負担の関係を明確にする必要があるのではないのでしょうか。都道府県から市町村に交付される地方消費税交

付金も税と同じように用途の明確化が求められるので、市町村も県と同じ対応をすべきであります。消費税リンク部分の交付税額が確かに社会保障財源に充てられていることが県民に簡単にわかるよう、県だけでなく市町村でも相応の工夫が求められるのではないのでしょうか。これは地方交付税についても、本来、一般財源として法律上用途を制限してはならないこととされているからであります。

地方消費税、地方交付税それぞれについて、特別会計措置の提案も真摯に受けとめていただき、今後どんな対応を講じるつもりなのか、知事の基本的な方針について説明を求めます。

次に、本県の県税収入について触れておきます。報道によりますと、一昨年まで全国最下位であった本県の自動車税納期内納付率が、本年度は過去最高で七〇%を超えたと伝えられています。しかしながら、これでも全国的にはまだまだ低い率であり、県民の三割近い者が納期内に納めていないわけです。自動車税は、課税件数が非常に多いため、税額は低額にもかかわらず徴税業務には大変な手間がかかるように、県下十二の県税事務所の職員は自動車税に忙殺されているとも聞いています。このような現実を一日も早く解消しないと、一方で本県の税行政の中で大きな課題となっている高額かつ悪質滞納者対策に本格的には取り組めないのが実情ではないのでしょうか。

そこで今後、自動車税の納期内納付率を向上させるため、どのような取り組みとその展開を考えているのか具体的にお聞きをいたします。

税問題の最後に、今年度の県税収入確保についてただしておきます。当初予算における県税収入については例年どおり地方財政計画を上回る強気の読みと受け取っていましたが、今日、読みにぶれがないのかどうか、主要税目ごとの動向も含め、確保について知事の明快なる見解をお聞きしておきます。

さて、税財政問題の最後に、さきに降ってわいたような都道府県に対する地方交付税延期、減額問題についてただしておきます。都道府県へ交付される九月交付予定の地方交付税交付金について、当初、交付を延期すると伝えられ、結局のところ三分の一に減額されたと報道されております。政権運営のつたなさから赤字国債発行に必要な特例公債法案を成立できずに財源不足、いや枯渇することを見越して予算執行を抑制したための減額措置であり、まさに民主党

の責任放棄とも言える事態であります。

そこで小川知事には、今日のこの地方交付税減額という県財政にとってまことにゆゆしき事態について、率直なる見解と今後の対応についてお聞きしておきます。

次に、国の出先機関廃止についてであります。今国会が六月二十一日から九月八日まで二カ月以上も延長されたにもかかわらず、この出先機関廃止法案が提出されなかったことは、まことに遺憾であり、怒りを覚えるところであります。仮に国の出先機関改革が進めば、国と地方の役割がより明確になり、二重行政の無駄も随分省かれるものと考えられます。また、この法案は、国民が求める真の地方分権型社会づくりのための一里塚とも言うべきものであります。もともと民主党の政権公約は、国の出先機関の原則廃止であったはずですが。経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の三機関に限定した事務の移譲というだけでもかなり後退した中身になっていたことに加え、平成二十二年十二月の閣議決定に反し、この法案を国会に提出もしなかったことは、国民をだましたことになるのではないかと考えます。この法案を国会に提出できなかったのは、政府の執行能力に問題があったからであります。ただそれだけでなく、本県の町村会を初め全国市長会や全国町村会が慎重な対応を求めるなど、地方の足並みがそろわなかったことも法案未提出の一因であると言われており、これらの団体に対する知事及び全国知事会の説明不足も原因、要因としてあったのではないかと考えられます。平成二十三年六月議会及びさきの六月議会において、我が会派の代表質問に対して、知事はそれぞれ、九州知事会が提案した広域行政機構法の骨子案を踏まえた制度化がなされるよう知事会として取り組んでいく、また国の出先機関の丸ごと移譲の実現は、国と地方の役割分担を変え、地方分権を大きく前進させる新しい一歩となると認識していると答弁されております。

九州広域行政機構法の趣旨を踏まえた今回の法案がさきの国会に提出さえされなかったことに対し、知事はいかなる思いを持っておられるのか、その感想を率直にお示しいただくとともに、今後、知事及び九州知事会は、国の出先機関改革の実現のためにどのような活動を展開していく方針なのか、具体的にお聞きしておきます。

次に、地方における電力の安定、安全供給についてたゞします。私が申し上げるまでもなく、エネルギーの分野においては、従来、まず国の責任において政策がつくられ、国が主体となって施策を進めてきましたが、今日ではこのエネルギー問題について、むしろ地方において積極的な取り組みが求められるようになってきました。昨年三月十一日の東日本大震災と福島第一原発の事故を境として、分散化や地産地消を初めとして、エネルギー問題についても国だけの仕事とは言えない時代になったためであります。

小川県政のもと、本県もエネルギー政策を県政の重点施策の一つに掲げているからには、地方における電力の安定供給に向けた県の役割を明確にし、その実現について具体的に検討すべきであると考えます。さきの六月定例県議会における我が会派の代表質問に対し、知事は、県内の電力供給の安定化に向けた県自身の果たすべき役割について、民間活力の活用も含め幅広く検討していきたいと答弁されました。さらに、先月開かれた防災及びエネルギー・水安定供給調査特別委員会においては、執行部から、政府が策定する予定の新たなエネルギーベストミックスにおいて地方の果たすべき役割とともに、分散型電源としてのコジェネや高効率発電技術による発電の普及について研究するため、専門的な知見を有する外部有識者の参加した研究会を立ち上げる方向で検討を進めていきたいとの報告が行われたところであります。このような形で県として、電力の安定供給に向けて、外部の専門的な有識者が参加する研究会を立ち上げるというメッセージを発したことは、県民や地元産業界に先行きについての安心感を与えているところであります。また、本県の今後の企業立地などにプラスの影響を与える上で非常に重い意義を持つ行為であります。

そこで、研究会を立ち上げるからには、メンバーの人選を早急に進め、その上で現下のエネルギー、電力情勢を考慮するならば緊急に立ち上げるべきだと考えます。知事の見解と方針を求めます。

次に、農政問題について二点だけたゞしておきます。県では本年三月に福岡県農業・農村振興基本計画を策定し、今後県が取り組むべき農政の方向を示しています。計画では、平成二十八年度を目標として、各種の数値目標を設定し、意欲的な取り組みを掲げています。しかしながら、外部から忌憚なく申し上げれば、この数値はもともとあるべき目標の姿、あるいはそうあってほしいとい

う願望のものでありますから、実現の可能性というよりは、それに向かって努力していくことに意義があると判断しているところであります。こうした実情の中、さきには豪雨災害という想定していなかった異常事態に見舞われており、目標の達成は早くも厳しさを募らせ、到底困難と考えているところであります。いかがでしょうか。例えば、販売農家数は前計画時の五万四千戸から五年間で四万一千戸と二割以上も減少をしております。また、県全体の農地面積も右肩下がりで減少をしております。さらに、今回の大雨災害で離農する農家も出てくるでしょうし、果樹やお茶などは農地が復旧しても収穫までには長い時間が必要となります。

そこで知事にお伺いをいたします。これまでの五年間で農業にとって最大のインフラであります農家や農地が減少している状況を踏まえ、さらに今回予想だにできなかった九州北部災害を思慮しますと、この振興基本計画が到底現実的なものと思えなくなってくるわけですが、知事は一体このような状況をどうとらえて、基本計画達成についてどう展望を見出そうとしておられるのかお示しください。

次に、危機管理という観点から、国民の主食である米の備蓄制度についてお聞きいたします。アメリカの干ばつにより穀物市場は急上昇している、中国が食料の輸出国から輸入国になった、あるいは新興国を中心に世界の人口は増加が続くなど、世界の食料供給と需要のバランスが崩れるとともに、流通も不安定になりつつあるのは皆様御承知のことと思います。しかしながら、こうした状況にあるのに、先日、私は次のようなニュースを耳にして愕然といたしました。我々の主食である米の備蓄米制度が改悪されて機能不全に陥っているというのです。にわかには信じがたいのでありますが、次のようなことでありました。昨年度から、収穫前に農家から米を買い取る新方式が始まったが、市場価格が高どまりし、二年連続で買い取り量が目標値を大幅に下回っているとのこと。備蓄量は適正水準を割り、大規模災害など非常時に備えるという本来の目的が果たせないおそれも出てきたというのです。二年連続で目標の四割前後にとどまる事態となっており、米余り以外のリスクに対応していなかったと、国は誤算を認めております。これも想定外ということなのでしょうか。今回の災害では、本県も米どころである県南地域の水田で甚大な被害をこうむってい

ます。本県に限らず、日本全国でこうした災害は今後頻繁に起こり得る可能性が高いと思います。仮に被災された国民、県民に食料を届けることができなかつたらどうなるのか、考えただけでもぞっといたします。こうなると天災ではなく、まさに人災であります。つまり、今の民主党では、国民の主食である米を守ることができないのであります。外交、防災など危機管理能力が欠けているということは既にさまざまな失態によって実証済みで、国民もあきれ顔であります。食料調達が途切れることは絶対に許されないのです。

小川知事の率直な所見をお示し願いたいのですが、西日本有数の米どころでもある本県の知事として、県民の生命を守るという観点から、知事が毎度使用されている安心、安全の精神を貫くためにも、現在の民主党が改悪した米の備蓄制度についてどのような感想を持っているのか、さらに、どうすれば国民にとって安心できる制度となるのか教示ください。国の制度ですので詳細は存じませんが、それでは済まされない問題です。しっかりと国に物申す気概でお答えを願います。

次に、教育問題について質問をいたします。昨年十月に起きた滋賀県大津市での中学生自殺事件を受け、学校でのいじめ問題が再び深刻な社会問題となっています。これを発端にして、熊本県八代市、鹿児島県出水市、仙台市、広島市、大分県別府市、埼玉県さいたま市、茨城県常陸太田市など、全国各地でいじめが原因ではないかとされる事件で自殺者が出たり、重傷事故者が出たりで、実に悲惨であります。報道機関は、大津市での中学生自殺事件を連日追ひ、教育委員会や学校現場の隠ぺい体質を批判しています。確かに教育委員会や中学校、大津市当局の対応が余りにもひどいようですが、それだけにこの背景には、何かもっと深い、深刻な問題が存在しているのではないかと疑わざるを得ません。だれかが組織的に何かを隠さなければならないような、表に出せない事情が存在しているのではないかと、どうしてもそのように思えて仕方がないのです。今後、この問題の本質と真実が明らかにされ、こうした痛ましい事態が再び繰り返されることのないよう切に望むものであります。

ところで、この問題に対しての国の対応を見ていると、どうもその場しのぎに、拙速に事を運ぼうとしているという感が否めません。文部科学省は、事件を受け、急遽対策室を設置したり、全国の教育委員会に対し、いじめの実態等

に関する緊急調査を行うなど、一見、これまでより踏み込んだ取り組みを進めています。来年度の概算要求の中で全中学校にいじめ相談員を配置するなど、いじめ対策として七十三億円を要求しています。しかしながら、国が全国の個別の事案に対してきめ細かく対応することは現実的に無理であろうと考えます。やはり各学校、教育委員会、各自治体がしっかりと取り組みを行うことが肝心であります。そこで、以下、関係当局の明快な答弁を求めるものであります。

本県においては、平成十八年度に発生したいじめが原因とされる自殺事件を機に、いじめ問題への総合的な対策を講じていくとの方針が打ち出されましたが、その後、県教育委員会としてどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いします。

また、今回の大津市の事件を受けて、学校や教育委員会の対応について、県教育委員会としてどのような見解を持っているのか、教育長にお伺いします。あわせて、特に強化している取り組みについてお聞かせください。

次に、教職員の不祥事問題についてお聞きをいたします。我が会派は、さきの六月議会代表質問において、多発する教職員の不祥事、特に管理職の不祥事問題についてただし、それなりの対応策を聞いたところですが、その舌の根も乾かぬうちに、県下において不祥事の発生が後を絶たないという、極めて遺憾千万な事態に陥っております。県教育委員会は、議会閉会日を待っていたかのように不祥事にかかわる教員の懲戒処分を行い、これを公表いたしました。児童の個人情報流出、教職員の破廉恥行為、通学電車内での女子生徒盗撮など、まことにあきれ果てる事案の数々であります。特に八月に公表された処分案件では、学校現場において教師が担任する生徒に対しわいせつ行為に及ぶという、あってはならない事件まで生じています。不祥事の再発防止について、さきに答弁を求めましたが、これらを目の当たりにしたときに、怒りを通り越し、むなしさすら覚えるものであります。こうなったら、教員の研修の場において、例えば座禅の機会を設けて精神修養を積ませるなど、研修に発想の転換を求め、抜本的な対策が必要でないか、このようなことまで言わざるを得ない状況であります。

そこで、この問題について再度教育長にお尋ねしたいと思います。続発する教職員の不祥事について、県教育委員会としてどのように認識しているのです

か。また、この問題に今後どう対処していく決意ですか。座禅に対する見解も含めてお答え願います。

次に、本県警察官が起こした不祥事についてただしておきます。本年七月二十五日、福岡県警の警部補が、暴力団関係者に対して職務上便宜を図った見返りに現金を受け取ったとする収賄容疑で逮捕され、また別の暴力団組幹部からも現金を受け取っていたとして再逮捕された事件であります。先月、福岡県の改正暴力団排除条例が全面施行され、県や警察からの働きかけのもと、市民や企業が勇気を出して声を上げ、官民一体となって暴力団排除運動に取り組んでいるこのさなかに、まさに耳を疑いたくなるような言語道断の話でありました。平素、警察に寄せる県民の信頼、期待には極めて大きいものがあります。それだけに、今回の不祥事がもたらす警察への失望感にははかり知れないものがありそうです。また、この不祥事が現場警察官のやる気や正義感に水を差し、県警職員の士気を低下させるのではないかと、せつかく盛り上がった暴力団排除の機運が後退するのではないかと、私たちは、この一人の警察官が引き起こした不祥事がもたらしかねない悪い影響に強い危機感を抱いているところであります。

そこで警察本部長にお尋ねします。県警察では、今回の警察官の逮捕を受け、二度とこのような職員を出さないよう、警察組織を挙げて再発防止に向けて取り組むべきと考えますが、今後どのような対策を講じていくのでしょうか、お答えください。

さらに、県民の信頼回復に向けた取り組みについて、警察本部長の強い決意をお聞きいたします。

さて、私は代表質問を終わるに当たって、最後に、中小企業金融円滑化法の期限切れに伴う県の対応について若干お聞きをしておきます。御存じのように、構造的なデフレに加え、欧州債務危機問題や電力供給の制約等による景気の下振れリスクなどにより、我が国経済は依然として厳しい状況が続いております。このような中、平成二十一年十二月に施行された中小企業金融円滑化法がいよいよ来年三月末で期限切れとなる見通しにあります。同法の施行によって、元金返済が猶予されたり、返済期限が延長された中小企業が多いと聞いておりますが、法終了により金融機関は融資や返済猶予に消極的になり、その結果、資

金繰りが厳しくなる中小企業が増加するのではないかと最も懸念されるところであります。

そこで、同法の期限を半年後に控え、知事は国に対してどのような対応を行うつもりなのかお尋ねをいたします。

また、中小企業金融円滑化法の本来の目的は、中小企業が返済猶予を受けている間に経営改善を図ることにありましたが、厳しい経営環境が続く中、それが実現できていない中小企業が多いのではないかと憂慮しているところであります。新聞報道によりますと、同法を利用している中小企業の中には、経営改善どころか、本業が回復できず経営に行き詰まり、倒産に至るところが増加しているとも伝えられ、一層心配が募るところであります。県内でも、多くの中小企業が同法を利用していると思われませんが、このままでは中小企業の倒産に拍車がかかるのではないかと危惧している関係者も多いところであります。

そこで、同法の終了が見込まれる中、県内中小企業に対し、知事はどのような対応をされる方針なのか見解をお聞きいたしまして、会派を代表しての質問を終わります。（拍手）

○知事（小川 洋君）登壇 お答えを申し上げます。

これまでの防災体制強化の取り組みについてでございます。県では、大規模災害を踏まえまして、随時防災体制を強化してまいりました。平成以降の主な取り組みでございますが、まず平成三年の台風災害を契機といたしまして、消防防災課を民生部から総務部に移管いたしまして、各部の連携確保など総合調整機能を強化いたしました。平成七年、阪神・淡路大震災後におきましては、職員七十名による緊急初動班、これを編成するなど体制整備を行いました。平成十七年の福岡県西方沖地震の際は、この緊急初動班の職員が災害対策本部へ直ちに参集し、市町村からの情報収集を行うなど成果を上げたところでございます。また、全国知事会を通じまして、災害時における都道府県広域応援協定を締結するなど他の都道府県との連携を強化してきております。今般の東日本大震災の際には、この協定に基づきまして、当県を初め全国から被災地へ応援職員が派遣されたところでございます。平成十五年の大雨災害を踏まえまして、

災害警戒本部、災害対策本部の設置基準、これを明確化いたしました。その結果、以後の災害におきましては迅速に本部を立ち上げてきております。また、平成十七年の福岡県西方沖地震を踏まえまして、民間の技術を活用した、ふくおかコミュニティ無線を開発するとともに、防災メール・まもるくんの運用を開始いたしました。県民への迅速な情報伝達手段の充実を図りました。今回の豪雨災害の際にも、防災メール・まもるくんによる気象情報等の提供は有効であったと考えております。このように、その時々々の災害の経験を踏まえまして、さまざまな観点から防災体制を見直し、防災対策の強化を図ってきたところでございます。

次に、今回の梅雨前線豪雨災害の被害状況と被害額についてでございます。現在も一部市町村で被害状況調査を継続しているところから、今後、数値については若干変動する可能性もございますが、八月三十日現在で、人的被害は死者五名を含む十九名、家屋被害は全壊七十三棟を含む七千三百九棟の家屋被害が発生しております。また、被害額でございますが、農林水産業が約二百五十四億円、商工関係約三十一億円、公共土木施設が約三百六十九億円など、総額で六百七十億円の被害が発生しております。また、近年の自然災害との比較でございますけれども、平成以降で申し上げますと、平成三年の台風十九号で死者、行方不明者十一名を含む七百七十七名の人的被害が発生をし、またその際の被害総額は約一千百五十八億円となっております。今回はそれに次ぐ被害規模となっております。特に公共土木施設関連で大きな被害が発生しております。

人的被害の原因と再発防止についてでございます。今回の豪雨災害により、自宅等で土砂崩れや濁流により被災された方が四名、車ごとクレークに流された方が一名となっております。それぞれの事案につきましては、その原因を一つに特定することは困難でございます。さまざまな要因が重なったものと考えております。人的被害を防ぐためには、いかに避難を行うかが重要でございます。このため、避難勧告や避難指示が適切な時期に出されていたのか、避難指示等の情報がしっかり住民の皆さんに伝達されていたのか、避難行動について皆さんの意識の啓発が十分に行われていたのか、避難を支援する自主防災組織が十分に機能したのか、そういった点につきまして検証を行い、市町村と

連携し、必要な対策に取り組んでまいります。

次に、被災者支援や復旧、復興に向けた基本的な考え方でございます。県では、災害発生後、直ちに被害拡大防止のための緊急復旧工事を実施いたしますとともに、避難された方々への生活物資の提供、応急仮設住宅の建設など、被災された皆さんへの緊急的生活支援対策を講じてまいりました。八月六日には、平成二十四年七月梅雨前線豪雨福岡県災害復旧本部を設置いたしまして、公共土木施設の復旧工事や災害援護資金の貸し付け、農林漁業者、中小企業者に対します金融支援など復旧の取り組みを開始したところでございます。また、これらを本格的に実施するため本議会に、九月補正予算に必要な経費を計上させていただいているところでございます。被災者の方々が一日も早くもとの生活、そしてお仕事を取り戻せるよう、災害復旧本部を中心に全庁一丸となりまして、市町村などの関係機関と連携しつつ、迅速かつ円滑な復旧、復興を図ってまいります。

防災危機管理局の機能の評価についてでございます。県では、昨年の中日本大震災を踏まえまして、原子力災害や津波など新たな分野を含む全庁的な防災対策の強化、市町村に対するきめ細かな支援など、増大する業務に的確に対応することを目的といたしまして、ことしの四月、防災危機管理局を設置したところでございます。局の設置後は、この設置目的を実現するため、特に日ごろから庁内各部や防災関係機関との連携を深めながら防災業務の推進を図ってまいりました。今回の災害におきましては、自衛隊、警察、市町村など関係機関と密接に連携をいたしまして、迅速な災害応急対策を実施するとともに、激甚災害の指定に当たりましては、各部局を通じて被害額を早期に取りまとめ、三週間弱というこれまでにない短い期間でその指定を受けることができました。また、八月六日には、平成二十四年七月梅雨前線豪雨福岡県災害復旧本部を設置いたしましたが、防災危機管理局がその事務局として中心的な役割を果たしながら、農林漁業者支援、被災者生活支援など今後の対策につきまして、部局横断的に調整、取りまとめを行いました。県全体として総合的な復旧の取り組みに早期に着手することができたところでございまして、今後の各部の業務の進捗につきましても、しっかりフォローしていくこととしております。

自衛隊、警察や消防との人事交流についてでございます。自衛隊につきまし

ては、平成十七年度からOBの方に非常勤の防災アドバイザーとして来ていただいております。防災研修会の講師等に従事していただいております。消防につきましては、平成十五年度から市町村等の消防職員を実務研修生として受け入れております。また、自衛隊、警察、消防の各機関とも県の防災会議の委員といたしまして地域防災計画の見直し等の際に意見をいただき、それぞれの機関の知見を計画にも生かしているところでございます。今回の災害におきましても、平成十五年七月の水害を契機とした申し合わせに基づきまして、災害対策本部に派遣された自衛隊幹部職員には本部会議に出席をしていただくとともに、実際の連絡調整に当たっていただき、ヘリによる住民避難の支援など、業務上の連携を円滑に図ることができました。また、警察からも災害対策本部に職員が常駐していただきまして、被災者の救出、救助等に御尽力をいただいたところでございます。東日本大震災での津波災害や原子力災害、さらには今回の豪雨災害などこれまでにない大規模な災害の発生を踏まえ、従来行ってきた自衛隊、警察、消防との業務上の連携を平常時から深めておくことが何よりも重要であると考えております。先日実施いたしました福岡県石油コンビナート総合防災訓練におきましても、自衛隊、警察、消防の各機関に参加をしていただきました。今後とも、このような取り組みを具体的に積み重ねていくことによりまして連携の実効性を高めていくとともに、今般の災害の検証も行い、幅広く連携のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

今般の市町村の対応と指導についてお尋ねがございました。今般の災害における市町村の対応状況につきましては、現在、市町村や関係住民の方から話を聞き、その状況を確認しているところでございます。

まず、柳川市の避難指示については、市からは、水位情報の把握を行った上で現地の状況の確認やその後の水位予測を行うなど総合的に判断をして避難指示を出したと、そのような報告を受けております。また、市民への情報伝達につきましては、行政区長への電話連絡、サイレン、広報車、防災メールなど多様な手段で行われております。行政区長への電話連絡につきましては一時間三十分ほどを要し、またサイレン、広報車の放送については、聞こえなかったという住民の御意見があったということでございます。このような状況を踏まえまして、柳川市では、早急に防災行政無線や緊急通報メールを整備するとの考

えであるということを確認させていただいております。

次に、市町村合併後の八女市の災害対応でございます。八女市は合併を行うに当たりまして、自主防災組織の育成、支所に対する災害時応援体制の構築などを図ることによりまして防災体制を確保することとしておりました。記録的な大雨となりました今回の災害で、八女市の黒木支所などでは主要道路を初め多くの道路が寸断され、電気、電話も不通となりました。こうした中、地元在住の市の本庁職員も避難所の開設や被災地の確認などに携わったほか、自主防災組織や消防団が避難誘導や避難所の運営に当たり、地域が一体となって住民の安全確保に努められたということでございます。

市町村の今後の改善点でございますけれども、これまでの市町村や関係住民に確認した内容にかんがみますと、現段階では、避難勧告や避難指示が適切な時期に出されていたのか、避難指示等の情報がしつかり住民の皆さんに伝達されていたのか、避難行動について、住民の皆さんの意識の啓発が十分に行われていたのか、避難を支援する自主防災組織は十分に機能していたのか、そういったことが課題となると考えております。今後、これらの点を中心にさらに検証を進め、こうした課題の解消に向けて市町村の防災体制の改善が図られるよう、積極的に支援、指導を行ってまいります。

次に、孤立の原因と今後の対策についてでございます。うきは市の田籠地区につきましては、地区に続く唯一の幹線道路でございます県道の朝田日田線、八女市黒木町におきましては県道の後川内黒木線が被災したため孤立状態となりました。また、八女市の星野村におきましては、広域的な幹線道路でございます県道八女香春線が複数の箇所でも被災し、通行ができなくなったことによりまして孤立が発生いたしました。本県では、孤立を一刻も早く解消するために、市町村道、林道を含め迂回する道路の確保に努めたところでございます。また、被災した箇所を緊急的に復旧するため、地元建設業者に献身的な工事をしていただきまして、最終的にはうきは市の田籠地区の孤立状態を七月二十四日に解消したところでございます。今後の対策についてでございますが、今回の災害の教訓といたしまして、中山間地域に通じる幹線道路は、いわば命の道として非常に大切であると改めて認識をしたところでございます。特に、孤立が発生した中山間地域につきましては、防災の観点からも、より信頼性の高い道路の

整備、その維持管理に引き続き努めてまいり所存でございます。

応急対策の進捗状況についてでございます。家屋へ流入した土砂につきましては、災害救助法を適用して撤去したものが百五十六件となっております。残余につきましても、延べ一万二千人のボランティアの方々の御協力によりまして、おおむね終了いたしております。応急仮設住宅につきましては、八女市からの御要請を踏まえ、予定より一週間早く二十五戸分を完成させました。九月十四日現在、二十一戸、五十五人の被災者の方が入居されております。また、県営住宅につきましては、九月十四日現在四十五件の相談を受けまして、二十戸、五十七人が入居されております。現在も相談を受け付け中でございます。生活道路につきましては、おおむね応急対策を終えておりまして、今後、本格的な復旧工事を進めてまいります。鉄道につきましては、JR日田彦山線は七月二十七日に、久大本線は八月二十五日に運行を再開をしております。また、平成筑豊鉄道につきましては九月九日から全線運行を再開をしております。学校施設でございますけれども、四十校で被害が発生しておりますが、被害が大きかった八校につきましては、四校が復旧済み、残り四校につきましても復旧を今進めておりまして、現時点では教育活動に支障があるという報告は受けておりません。また、汚泥流入の被害があった五校につきましては、その除去と、衛生上の観点から消毒を実施いたしました。災害廃棄物につきましては、十二市九町で約七万立方メートルの災害廃棄物が発生しておりまして、県では、その広域処理のための調整を行ってまいりました。現在、六市七町で処理が完了しておりまして、残りの市町村につきましても、八女市を除いて十一月までに処理が完了する予定でございます。八女市におきましては、大量に発生しております流木をチップ化し、燃料として有効活用することを含め、早期の処理ができるよう現在検討を進めておられます。

被災農業者、漁業者、中小企業者に対します支援についてでございます。農業者に対しましては、経営の安定、営農の再開、営農意欲の継続、この三つの考えのもと、無利子資金の創設、施設の復旧及び改植等に要する経費の助成、さらに農地の早期復旧と、その際の農業者の負担軽減を図ってまいります。また、漁業者に対しましては、漁船保険組合に保険金の早期支払いを要請するとともに、ノリ加工場の復旧等に対する無利子資金の創設、係留施設等の復旧経

費にも助成を行っております。さらに、漁業活動の障害となっております大量の流木、漂流物の除去を行いました。中小企業者に対しましては、通常より〇・五％下げた金利〇・九％、保証料ゼロの緊急特別融資を行っております。また、被害を受けた中小企業が必要とされます資機材等を県内企業に広く呼びかけまして、それらが無償で届けることといたしております。さらに、県のネット通販でございます、よかもん市場に豪雨被災地応援コーナーを開設いたしまして、中小企業者の販路拡大に取り組んでいるところでございます。こうした対策によりまして、被災された皆さんが今回の災害で事業継続の意欲を失わず、早期に事業また経営が再開できるよう、しっかり取り組んでまいります。

漂着ごみや堆積土砂等のしゅんせつ、除去等についてお尋ねがございました。海岸に漂着しました流木やごみは八月末に撤去を完了し、漁場に漂流するごみにつきましても、有明海では八月十七日、十八日両日に、豊前海では八月二十二日に回収を実施いたしました。漁場に堆積いたしました土砂、流木等につきましても、有明海では九月十日に撤去を完了しております。豊前海では、有明海より水深が深うございますために、現在、ごみの分布調査を行っておりまして、十月以降、撤去を実施する予定でございます。

佐賀県と時期を合わせて行わなかった理由でございますが、漂流ごみの回収は多数の漁船が必要でございます。その漁船を用いるために、漁業団体に委託してこれを行う必要がございます。さらに、岸近くまで船が入りやすい大潮時、タイミングを見計らって行うことが効果的でございます。本県では、佐賀県では発生しておりません係留施設の破損など漁港内に被害が生じたために、漁業者の方々はその復旧を優先したいという御意向でございました。このため、県では漁業団体と協議をいたしまして、漁業者の意向を尊重して、その作業をまず優先させまして、ごみの回収はその後一番早い大潮のときに実施したわけでございます。これによりまして、ノリの養殖は例年どおり十月には開始される見通しとなっております。

矢部川、沖端川の堤防決壊の原因究明と今後の再発防止策でございます。矢部川の堤防決壊につきましては、国土交通省が設置いたしました矢部川堤防調査委員会におきまして、原因究明と対策が検討されております。これまで二回の会合が開かれ、今後さらに検証作業を進められると聞いております。その結

果を踏まえ、再発防止対策がなされるものと考えております。また、県が管理しております沖端川につきましては、有識者や国、地元市長から構成されます矢部川水系流域協議会を去る九月十三日に開催をいたしまして、堤防の決壊原因が越水であることが確認されたところでございます。今後は、今般の沖端川における被害を受け、県管理区間にかかわる矢部川水系河川整備計画、これを早期に策定いたしまして、堤防の整備や河道掘削など今後の災害の軽減・防止対策を実施するとともに、水位計、河川監視カメラの設置、ダムのリアルタイム情報など河川情報の下流地域への提供といったソフトの対策の充実も図ってまいります。また、長期的な計画を定める矢部川水系河川整備基本方針の見直しを、策定者でございます国土交通大臣に要請したところでございます。この見直しにおきましては、今回の降雨データや流量の適切な評価がなされるとともに、地域の実情や整備の状況が踏まえられるというふうに見込んでおります。矢部川水系を含む県が管理をいたしております河川の治水安全度の向上を図るためには、短期的な対策とともに、中長期的な視点からの対策を講じることが重要であると、このように考えておりまして、今般の梅雨前線豪雨の被害を踏まえ、これらの対策を総合的に進めてまいります。

県営ダムの操作規則に対する御質問がございました。多目的ダムにおきましては、利水者が負担金を出し建設されているところから、利水者の方々の同意を得た上で、利水容量を減らし、治水容量を拡大することは運用上可能であると考えております。しかしながら、現状では降雨予測の精度が低いために、一時的に利水容量を減らした場合におきまして、その後の降雨で利水容量が回復しなければ、かんがい用水を確保できないといった問題がございます。このため、利水者の同意を得ることは容易ではないというふうと考えてございます。今後は、利水者からの意見聴取や他のダムにおける事例、降雨予測技術に関します国の動向等、各課題について研究を深めてまいりたいと考えております。

激甚災害の指定を含めた国への要請についてでございます。七月二十日に野田総理大臣、翌二十一日には中川防災担当大臣に対しまして、松本県議会議長と私連名で激甚災害の早期指定等について緊急要望を行ったところでございます。さらに、八月一日に、中川防災担当大臣を初め政府の関係省庁に対しまして、激甚災害の早期指定と、指定後の支援策として、公共土木施設の被害が大

きい市町村の国庫負担率をかさ上げ対象とするなど制度の弾力的運用について要望してまいりました。またこのほか、上京の際には、その機会を利用して関係省庁の担当官を含め、働きかけを続けてまいりました。農地や林道等の災害復旧事業につきましては八月三日に激甚災害に指定されまして、県下全域で補助率かさ上げ等の特別措置が適用されることになりました。また、公共土木施設の災害復旧事業につきましては、八月十五日に激甚災害に指定されまして、現時点におきましては、被災の程度が著しい五市町村で補助率のかさ上げの特別措置等の財政的な支援が適用される見込みとなっております。

改良復旧事業の採択基準の緩和と補助率の引き上げについてでございます。改良復旧事業につきましても政府の関係省庁に対し、積極的にこれの推進を図るよう要望してまいりました。現在、個別箇所ごとに採択基準を柔軟に運用し、改良復旧事業が採択されるよう国と協議を行っているところでございます。道路、河川等の公共土木施設の補助率の原則は個別の法律で定められておりまして、改良復旧事業の補助率を引き上げるためには、これらの関係法令の改正を含む幅広い検討が必要であると考えております。このため、国の考え方等につきまして情報を収集しながら国に働きかけてまいりますけれども、なかなか難しい問題がございますので、まずは、先ほど申し上げましたように、基準が柔軟に適用され、個別箇所ごとに改良復旧事業がより多く採択されるよう努めてまいりたいと考えております。

災害に強い県土づくりについてお尋ねがございました。災害に備え、事前防災、予防保全の視点から必要な対策を実施し、県土を強靱化し、災害に強い県土にしていくことが重要でございます。今回甚大な災害が発生したことを踏まえまして、本県では、今後の災害の軽減、防止を図るべく、本格的な復旧に必要な工事の実施等に取り組んでまいります。災害に強い県土づくりのためには、事前防災、予防保全の観点から、既存施設の耐震化、老朽対策等を適切に実施し、社会資本の適正な維持更新に努めることや、計画的に河川改修を実施したり、道路ネットワークの強化等を進めていくことが必要であると考えております。また、これらのハード対策に加えまして、今回の災害におきましても市町村から要請のありました河川情報の提供といったソフト対策の充実についても取り組む必要があると考えております。ハード、ソフト両面から総合的に対策

を実施することによりまして、災害に強い県土づくりに努めてまいります。

県の技術職員の確保についてでございます。災害復旧事業の実施に当たりましては、大規模な工事を短期間で集中的に行う必要がございますが、今般の災害におきましては、このような工事に対応できる市町村の技術職員が不足していると、そういう実態がございます。このため、被災市町村の災害復旧事業の実施に支障が生じないように、技術職員を長期派遣することといたしまして、これまで人的支援の要請がございました三市一町二村に対しまして、市長会、町村会と連携し、県から十二名、県内市町村から十八名、合計三十名を今月から順次派遣をしております。また、県におきましても、短期的に集中する災害復旧事業に適切に対応するためには、技術職員の確保が何より重要でございます。このため、出先事務所間の人員調整を行うとともに、九州・山口災害時応援協定に基づく本県への職員派遣の他県への要請、また行政や民間での工事経験者を即戦力として雇用する任期付きの職員の募集を行っているところでございます。こうした取り組みに加え、今後、技術職員の前倒し採用を行うなど、県における災害復旧事業を含めた公共事業の執行体制、その確保に万全を期し、あわせて市町村への人的支援も引き続き努めてまいります。

被災市町村に対する財政的支援についてでございます。災害復旧のために多額の財政需要が見込まれます。そのことから、災害復旧事業にかかわる起債枠の確保、特別交付税の配分にかかわる特段の配慮につきまして、今後とも国に対し強く要望してまいります。加えまして、県独自の支援策といたしまして、被災した合併市町村のうち、合併特例法の特例期間終了に伴いまして、激甚災害法など国庫負担率のかさ上げが適用されない市町村に対しましては、国庫負担率のかさ上げ相当額を助成してまいりたいと考えております。

多方面にわたる総合的な政策及び地域特性と災害種別に応じたきめ細かな施策についてお尋ねがございました。防災は県行政のさまざまな分野に深くかかわっております。防災行政の推進に当たりましては、福祉、医療、農林水産、まちづくり、教育などさまざまな分野で緊密に連携し、取り組んでいくことが重要でございます。このため本県では、庁内各部が連携し、また防災関係機関の協力を得まして、こうしたさまざまな分野全体にわたる総合的、体系的な地域防災計画を策定しております。計画では、風水害、地震、津波などの災害の

種別ごとに策定をしてございまして、災害の特性に応じた効果的な防災対策を実施することといたしております。また防災対策は、海岸部か中山間地か、そういった自然条件でありますとか、都市圏か過疎地か、そういった社会的条件も踏まえて検討する必要がございます。このため、地域防災計画におきましても、それぞれの地域の置かれた状況に応じた具体的な対策を講じることといたしております。まず、地震、津波災害に対応する地域防災計画を五月に見直し、特に海岸部の地勢的特性に着目した津波対策を抜本的に強化したところでございます。また、中山間地につきましては、災害防止のための河川、砂防、治山事業の実施、災害時要援護者の避難支援を初めとする地域の防災力の強化などを盛り込んでおります。都市圏につきましては、公園等の防災空間の確保、防水扉や避難誘導體制の整備による地下街の浸水対策などを盛り込んでいるところでございます。今後とも、庁内各部門、関係機関との連携を図り、地域特性や災害種別を踏まえたきめ細かな対策を着実に実施してまいります。

都市の防災対策についてお尋ねがございました。都市では、地震や集中豪雨などの大規模災害が発生した場合、甚大な被害が生じるおそれがあります。都市における防災対策は大変重要な課題でございます。これまで県では、地元自治体と連携をしながら市街化区域の決定、開発許可制度の運用などによりまして土地利用を誘導していく、また市街地再開発事業を初めとした市街地整備などによりまして、都市の防災機能の向上に努めてまいりました。しかしながら、近年の大規模地震や頻発する集中豪雨などを背景にいたしまして、より一層の防災機能の向上が求められております。このため、公園等の防災空間の確保や市街地の浸水を防止するための雨水調整池の整備、建築物や下水道施設の耐震化、また液状化対策などを促進するとともに、通信等を確保するための電線共同溝の整備など、地元自治体や関係機関とともに取り組んできているところでございます。今後の都市計画におきましては、防災という視点をより重要な柱としてとらえまして、県民が安全で安心した生活が送れるよう、災害に強い都市づくりを進めてまいります。

中山間地域における災害対策についてでございます。中山間地域におきましては、人口の減少、高齢化が進行しております。活力ある地域づくりが必要でございます。このような状況のもと、防災上の観点からも、交通施設でござい

まず道路、国土や環境を保全する施設でございます河川、砂防、治山などハード対策を実施していく必要があると認識しております。このため、短期及び中長期の視点から、今回の被災箇所の復旧あるいは改良、より信頼性の高い道路の整備、戦略的、計画的な施設の維持管理、更新など、整備効果を踏まえつつ、災害への対策を強化してまいります。また、ソフト対策といたしましては、集落が点在していること、高齢化が進み避難支援者の確保が困難であることなど中山間地域の特性を踏まえまして、自主防災組織の強化、育成、災害時要援護者の避難支援事業等に引き続き取り組んでまいります。このようなハード、ソフト両面からの対策を行いまして、持続可能な中山間地域の形成に努めてまいります。

次に、社会保障と税の一体改革関連法の成立についてお尋ねがございました。少子、高齢化の急速な進展や国、地方とも極めて厳しい財政状況のもとで持続可能な社会保障制度を実現していくためには、消費税を含め、これを賄う安定的な財源の確保は避けることのできない課題であります。今回の法律成立はその一歩であると評価しております。今後、社会保障制度改革を総合的、集中的に行うことが重要であり、社会保障制度改革国民会議や国と地方の協議の場を通じまして、制度改革に地方の意見が反映されるよう取り組んでまいります。

自治体が担う社会保障に対する税財源配分への認識と今後の対応についてでございます。国からは当初、増収分の財源は年金と介護、医療制度に要する経費のみに充てる案が示されました。これに対して、国と地方の協議の場を通じまして、社会保障における地方単独事業の重要性を数々主張した結果、国の制度と地方の単独事業を組み合わせることで社会保障制度全体が持続可能なものになるとの共通認識を得て、所要の地方税率の引き上げなどが行われたものでございます。今般の財源配分は、現状の社会保障制度に基づくものでございますところから、今後、社会保障制度の機能強化などの改革に伴いまして地方負担がふえていく場合には、地方一般財源が適切に確保されるよう国に求めてまいります。

地方消費税及び地方交付税の使途の明確化についてでございます。地方消費税の引き上げ分につきましては、社会保障施策に要する経費に充てるものとする旨、地方税法で規定されていることから、御指摘のとおり、それぞれの地方

団体におきまして、引き上げ分の全額が社会保障施策に充てられていることを明確にする必要があると考えております。地方交付税につきましては、その交付に当たって用途を制限してはならない旨、地方交付税法に規定されているところではございますが、地方交付税の原資となる消費税収は社会保障施策の財源となることから、全国知事会では、地方財政計画におきまして、地方財政全体として用途を明確にすることが適当である旨の主張をしてきております。平井議員から、用途の明確化を図る方法として、特別会計の設置という貴重な御提案をいただきました。今般の制度改革の趣旨にかんがみますと、用途の明確化を図ることは極めて重要なことであると考えておりますので、今後、全国知事会の要望を受けた国の検討状況も踏まえながら、可能な限り用途を明確にする手法を検討してまいります。また、市町村に対しましても必要な情報提供や助言を行ってまいります。

自動車税の納期内納付率を向上させるための取り組みについてでございます。これまで、ポスターの掲示、ラジオ等を通じまして納期内納付を呼びかけてきましたほか、コンビニやクレジット納付を導入いたしまして、県民の皆さんがいつでも納税できる環境を整備してまいりました。特に今年度は、自動車税のキャンペーンキャラクターといたしまして、県民の皆様に変人気の高いHKT48を起用させていただきまして、博多駅におきまして、納期内納付の呼びかけは私も参加して実施をいたしました。このような広報活動を実施しました結果、今年度の納期内納付率は過去最高の七三・一％となったところでございます。今後とも、コンビニ納付等の普及を含め、納期内納付を促進するための積極的な広報に全力で取り組むことによりまして納期内納付率の向上を図ってまいりますとともに、高額な滞納を続ける者など悪質滞納者に対します徴収対策についても一層強化を図ってまいりたいと、このように考えております。

平成二十四年度の県税収見通しについてでございます。二十四年度県税収入当初予算額は、緩やかに持ち直しをしている経済情勢や国の税制改正による影響額などを勘案いたしまして、二十三年度決算額と比較いたしまして一〇三・七％で計上してございます。一方、二十四年の四月から八月までの実績値を二十三年、昨年度の同時期と比較いたしますと一〇二・三％で推移しているところであり、当初予算の伸長率一〇三・七％を若干下回っている状況にございま

す。主要税目の動向につきましては、個人県民税及び法人二税は今のところ順調でありますものの、地方消費税につきましては、三月決算法人において多額の還付が発生したことから、当初予算額を下回る水準で推移しているところでございます。このため、平成二十四年度県税収入につきましては、今後の経済情勢、これを注視しながら、地方消費税の動向、今後の県税収入を左右いたします十一月における中間申告の状況等を注意深く見きわめていきたいと考えております。

地方交付税の執行抑制に対する御質問でございます。地方交付税は地方固有の財源でありまして、国によって一方的に抑制される事態に至ったことは、大変遺憾であると言わざるを得ません。一刻も早く特例公債法案を成立させ、必要な額の速やかな交付がなされるよう求めていきたいと考えております。本県における九月の交付予定額は七百十億円余でございましたが、九月、十月、十一月、三カ月に分割して交付されることになりました。これによりまして、一時的に資金収支上現金の不足が増加いたしますので、その場合には一時借入金で対応してまいります。また、それに伴います利子負担につきましては、国において必要な配慮を行うとの方針が示されているところでございます。適切に財政措置が講じられるべきものと考えております。

国の出先機関改革関連法案についてでございます。国の出先機関を原則廃止し地方に移譲するとの改革は、国が閣議決定をし、野田総理もさきの通常国会に関連法案の提出を目指すと発言されてきたものでございます。九州地方知事会は、これまで国と精力的に協議を重ねるとともに、市町村の理解を深めるため意見交換などの取り組みを行ってまいりました。この間、本県議会を初め九州各県議会議長会におかれましては広域行政懇話会を設置され、政府への要望活動など大きな御支援をいただいたところでございます。結果として、さきの通常国会に法案の提出がなされなかったということは、まことに遺憾でございます。

国の出先機関の改革に向けた今後の取り組みでございますが、現段階で政府の方針は明らかではありませんが、改革の実現には政治の強いリーダーシップのもと、国が責任を持って取り組んでいただきたい、このように考えております。そのため、九月八日には九州地方知事会として、次期臨時国会への法案提

出を求める声明を発したところでございます。また、全国知事会として、国の出先機関移管の断行など国に求める主要な政策提言を日本再生十二箇条として取りまとめ、各党に対して、その実現を求めているところでございます。九州地方知事会そして九州各県は、これまで市町村の理解を深めるため市町村長との意見交換や説明を行ってまいりました。さらに、九州各県議会議長会におかれましても、広域行政懇話会を設置され、この問題について議論を深めておられるところでございます。このように九州が一体となった取り組みを今後に生かし、国の出先機関改革の旗をおろすことなく、引き続き、市町村の理解を深めながら、議会の皆様そして経済界とも連携をして、政府に対して早期に法案を提出するよう求めてまいります。

電力の安定供給についてお尋ねがございました。現在県では、国や民間事業者、学識経験者等から電力の安定供給に関する情報の収集に努めているところでございます。それらによりますと、今後地方においては、電源の多様化、分散化を図る観点から、再生可能エネルギーの導入促進とともに、燃料電池を含む熱電併給システム（コージェネ）などの分散型電源の普及、あるいは石炭や天然ガスによります高効率発電に民間事業者が参入しやすい環境の整備など、役割に期待が寄せられているところでございます。このため県におきましては、安定的な電力供給を確保し、産業の活性化や雇用の確保を図る観点からも、分散型電源や高効率発電の普及など地方の役割や取り組みを幅広く研究するため、外部有識者が参加する研究会を立ち上げる方向で検討いたしております。研究会に参加する外部有識者につきましては、国のエネルギー政策に造詣の深い有識者でありますとか、分散型電源、高効率発電の事業や技術に精通する専門家、地元産業界や自治体関係者などが候補として考えられるところでございます。今後の研究会の設置時期、また具体的な人選につきましては、将来の具体的な電源構成やその実現に向けた方策などについての政府の検討状況を注視しながら、またあわせて資源エネルギー庁初め関係機関からも十分情報収集を行いながら検討してまいりたいと考えております。

今回の豪雨災害が農業・農村振興基本計画の達成に及ぼす影響についてお尋ねがございました。今回の災害では、県南地域を中心に、河川のはんらん等により水稻を初め野菜、果樹などが浸水被害を受け、また山間部の記録的な豪雨

によりまして農地、水利施設等流出、損壊が発生してございます。県南地域は本県農業の中心であり、被災地の復旧、復興は本県農業の振興を図る上で極めて重要でございます。このため県としましては、被災者が一刻も早くもとの営農活動に戻れるよう、経営の安定、営農の再開、営農意欲の継続、この三つの考えのもと、復旧、復興のための支援策を講じ、そのための予算を計上させていただいております。現地では、農地が流出あるいは園地に大量の土砂が流入したと、そういった被害が甚大なところを除きまして、土砂の撤去などの応急措置によりまして、ほとんどの被災農家が営農を再開しております。また、農地等の本格復旧のための災害査定も始まっておりまして、来年の春までにはほとんど復旧する見込みでございます。このようなことから、生産の減退は一時的には避けられないものの、県といたしましては、目標年度であります平成二十八年度には基本計画の目標を達成できるよう、復旧、復興対策、そしてこれからの施策にしっかり取り組んでまいります。

米の備蓄制度のあり方についてでございます。国は食糧法に基づき、米の供給が不足する事態に備え、必要な数量を在庫として備蓄いたしております。今回の制度変更は、備蓄後の用途が主食用から、飼料用など主食用以外に変更されるとともに、買い入れ時期が、随時の買い入れから作付前の事前契約によるものと変更されております。新方式移行後の二年間の運用状況でございますが、備蓄量は、議員御指摘のように、二十三年度八十八万トン、二十四年度九十五万トンであり、新規買い入れは、予定数量二十万トンに対しまして、二十三年度が七万トン、二十四年度が八万トンで推移しているところでございます。このため国におきまして、現在新規買い入れが低調となっております原因とその改善策について検討をしていると、このように承知しております。米の備蓄は国民に安心を与える重要な制度でございます。県としましては、国において原因が究明され、必要な改善策が講じられることによりまして制度が円滑に機能することが必要であると考えております。

中小企業金融円滑化法の期限切れに伴う対応でございます。中小企業金融円滑化法は、リーマンショック後の厳しい経済情勢にかんがみ、金融機関に対し、中小企業からの返済の猶予や期限の延長等の返済条件の緩和の申し込みにできる限り応じるように求め、その間に中小企業の経営改善を図る、そういうもの

でございます。同法の施行後、中小企業の申し込みに対する金融機関の貸し付け条件変更等実行率は九割を超えておりまして、福岡県におきましても中小企業の経営を下支えをしているところでございます。長引く円高や国内需要の減少など県内の中小企業の経営を取り巻く環境は依然として厳しく、そのような中で同法が終了することは、中小企業の経営改善に大きな影響を及ぼすものではないかと懸念をいたしております。このため、県単独、また全国知事会を通じまして、国に対し、同法の延長、そして同法が仮に失効する場合には中小企業が資金繰りに支障を来さないような対策を講じるよう要望をしてきているところでございます。加えて、中小企業の技術力のさらなる向上、販路開拓等の総合的な中小企業対策の強化につきましても国に対して要望をしております。

県内中小企業に対する県の対応方針でございます。金融機関から返済条件の緩和を受けました県内中小企業の中には、経営改善が十分に進んでいない企業もあることから、県といたしましては、これらの企業の経営強化を早急に図る必要があるというふうに考えております。このため、県を初め金融機関や信用保証協会、商工会議所、商工会といった支援機関、中小企業診断士等の専門家が結集いたします福岡県中小企業経営強化支援会議、仮称でございますが、これを早急に設立をさせていただきます。その会議におきまして、返済条件の緩和を受けた県内中小企業の経営状況の現状と課題、それらに対する支援策、各機関の役割と連携方策につきましても、専門的な観点から検討を行ってまいります。

○教育長（杉光 誠君）登壇 まず、平成十八年度の自殺事件以降のいじめ問題への取り組みについてでございます。平成十八年十月に筑前町で発生しましたいじめが要因と考えられる自殺事案を機に、二度とこのような事案を起こさないとの決意のもと、大学教授や臨床心理士などの有識者による意見や提案等も踏まえ、福岡県いじめ問題総合対策を策定をし、それにのっとり現在も取り組みを行っておるところでございます。いじめは絶対許されない、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る、いじめられている子供を最後まで守り抜くという基本認識のもと、本県いじめ問題総合対策では、学校、市町村教育

委員会、県教育委員会、家庭、地域のそれぞれの果たすべき役割や取り組み、課題を示しております。具体的には、教職員によるチェックリストを活用した児童生徒の状況把握、児童生徒への学校生活アンケート、教育相談の週間、指導力を高める教員研修、保護者によるチェックリストの活用などさまざまな取り組みを実施しております。さらに、スクールカウンセラー等の心の専門家を県内の全中学校に配置するとともに、高等学校においてもこれを活用できるようにしており、学校の教育相談機能の向上に努めております。また、いじめ事案については、県への確実な報告を求めるとともに、年三回、市町村教育委員会、学校の取り組み状況を調査の上、必要な指導、支援を行っております。今後とも、いじめ問題に対する意識の希薄化や取り組みの形骸化を招かないよう、しっかり危機意識を持って取り組んでまいります。

次に、大津市の事件を受けて、当該学校や大津市教育委員会の対応に対する本県教育委員会の見解と、特に強化をしております取り組みについてでございます。大津市におきます第三者委員会の調査結果を待つ必要はございますが、報道によりますと、重篤ないじめ事案が起こっているにもかかわらず、それをいじめとして認識できなかった当該校の教職員の意識や、大津市教育委員会が報告を受けたいじめ事案について、事実関係を明確にする対応を十分にしていなかったことなどが大きな課題であると考えております。この大津市の事案を受け、本県では、これまでの取り組みを確実に実施するとともに、現在の子供の状況を的確に把握するための教職員の研修の実施、学校や市町村教育委員会から子供や保護者に向けた子供を守り抜くメッセージを発信するよう指導をしております。また、何よりも早期発見が重要であることから、これまでもいじめに特化した無記名によるアンケート調査を年一回実施しておりますが、特に小中学校では本年度から、これを各学期に一回は実施するよう指導をしております。今後とも、いじめ問題については危機感を持って対応することが必要であり、現在の対策を点検しつつ、取り組みの充実を図ってまいります。

最後に、教職員の不祥事に対する認識と対処方針及び教員研修に座禅の機会を設けてはどうかということについてでございます。昨今のたび重なる教職員の不祥事は、県民の教育に対する信頼を著しく損なうと同時に、真摯に教育に取り組む多くの教職員に大きな失望感を与えるものであり、極めて遺憾で、非

常に重く受けとめております。県教育委員会といたしましては、今後とも厳正な態度で処分に臨むとともに、文書、口頭による注意喚起の機会をふやし、議員御指摘の座禅等で大切にされております自分を見詰め直すなどの心構え、教育者としての使命感を再認識できるような研修の内容、方法の改善を行うことなどにより、教職員の倫理観や規範意識の向上を図り、不祥事防止に最大限取り組んでまいります。

○警察本部長（菱川 雄治君）登壇 答弁に入る前に一言申し上げます。先般、犯罪を取り締まるべき警察官を収賄等の事件で検挙するに至りましたことは痛恨のきわみであり、県議会を初め県民の皆様に深くおわびを申し上げます。

それでは、御質問にお答えいたします。

まず初めに、再発防止対策についてであります。今回の事件は、県民、行政、警察が一体となって暴力団排除に取り組むさなか、県民の皆様に大きな不安と失望の念を与えた極めて重大な事件であり、私を初め県警察職員一同、重く受けとめております。原因につきましては、多額の借金など個人の資質の問題もさることながら、組織上の人事管理、業務管理においても、これまでの対策が十分ではなかったと認識しております。このことを踏まえまして、県警におきましては、捜査情報の重要性の再徹底、捜査協力者等の運用管理制度の見直し、きめ細かな身上把握の徹底、非違事案の兆候を把握するシステムの構築を柱として、実効ある再発防止対策を講じていくこととしております。

次に、信頼回復に向けた取り組みについてであります。県民の皆様からの信頼を回復するためには、再発防止対策を徹底していくことはもとより、暴力団対策を初めとする治安上の諸課題に積極果敢に取り組む、目に見える成果を上げることが重要であると考えております。したがって、県警察職員が心を一つにして銃器発砲事件等の県民の皆様に不安を与えている犯罪の早期解決を初め県民の皆様の安全、安心の確保に全力で取り組むことによって、信頼の回復を図ってまいります。

○十七番（平井 一三君）登壇 それでは再質問をさせていただきます。

私たち県議会は、小川県政誕生以来、改めて議会改革に取り組み、議会として、より以上のチェック機能の強化と政策立案能力を高めるための政策支援室をつくるなどしてまいりました。このことが本日から本格的に施行されることになりました全国初の罰則付きの飲酒運転撲滅運動推進条例の制定にもつながったものと自負しているところであります。本日、テレビなどでこのことがにぎにぎしく伝えられるたびに、感無量、感慨を新たにしているところであります。これまでのように知事を初め執行部から提案されてきたものをただ単にチェックするだけでなく、今日ほうはいとして起きている県民ニーズを積極的に酌み取り、あるいは先取りして、これを県政に反映させていく、これが真の地方自治における二元代表制としての議会の役割だと考えております。そこで、二点について質問をいたします。

まず、国の出先機関改革についてであります。全議員が参加している自立の会の強い働きかけで九州各県議長会では、広域行政懇話会までつくり、九州は一つ、この理念のもと、強い思いで議論を重ねてきました。しかし、九州地方知事会は推進への温度差を感じざるを得ません。小川知事は、心配されている市町村に対し具体的にどのように取り組まれているのでしょうか。小川知事の今の答弁には、法案提出を求めようとする本気度が一向に感じられません。もし本気で取り組まれるとおっしゃるのであれば、国の出先機関改革、つまり、出先機関の廃止について不安や異論を持つ市町村に対して、福岡県知事として踏み込んだ説明、そしていかに説得を行っていかれるのか具体的にお答えください。

次に、今日県民が最も求めているもの、これをじっくり考えてみますと、その一つがエネルギーの安定供給であることは間違いのないことであります。このことでは知事と我々県議会の考え、そして車の両輪としての方針はまさに一致していたと思います。このため、県行政の中にエネルギー対策の一元化を図るためのエネルギー政策室を提案し、知事、議会ともに安全、安心、安定したエネルギー確保に向けて県行政を起動させたものと判断をしております。その一つのあらわれが、今回我々が提案したエネルギー問題研究会の設置について、知事も理解し、立ち上げに向かって動き出したと考えていますが、いかがでし

ようか。

知事は県民に対し、県民幸福度日本一の福岡県づくりを標榜し、その実現を約束されています。このエネルギー問題研究会の今後の活動がまさに県民幸福度日本一の福岡県づくりにつながることを確信して、改めて知事の所信をお聞きしておきます。

○知事（小川 洋君）登壇 国の出先機関の廃止に向けた今後の取り組みと決意でございますが、九州地方知事会、議会の皆様の御支援を得ながら取り組んでまいりました広域行政機構構想、これはこれからも地方分権改革の一つの大きな方向を示すものだと考えております。各県の知事とは、引き続きその実現に向け粘り強く取り組んでいくことで一致をしております。先ほど申し上げました九月八日の九州地方知事会の声明も、九州地方知事会長の広瀬大分県知事に私が直接お目にかかって要請をして、その声明発出に至ったものでございます。この件につきましては、九州の自立を考える会あるいは九州各県議会議長会の広域行政懇話会初めさまざまな方々から後押しをいただいております。私自身、この改革は地方分権型の国づくりにとって極めて大きな意義があると考えておまして、今後とも、皆さんと一緒にその実現を目指して積極的に活動していきたいと考えております。

その際、市町村との関係でございますけれども、市長会とは、私も参加しました意見交換によりまして、九州広域行政機構というのが分権改革の突破口になるということで認識が一致しております。引き続き実現に向けた具体的な協議を進めることといたしております。また、町村会に対しましては、意見交換を行うべく知事会から働きかけを行っているところでございます。

県内の市町村に対してでございます。これまで私自身あるいは担当部局から総会や理事会、いろんな場で説明や意見交換を行ってまいりましたが、今後とも、より緊密に市町村の皆さんと意見交換を行う機会を設けまして、その理解を得る努力を積み重ねていきたいと考えております。

次に、電力の安定供給にかかわります有識者研究会の立ち上げでございます。今、先ほど御答弁いたしましたように、国やいろんな事業者あるいは学識経験者の方から電力の安定供給に関する情報収集に努め、我々に対するニーズ、期待というものをいろいろ整理しているところでございます。一方で、国では中長期のエネルギー構成のあり方、具体的な電源構成、その実現方策といったものが現在検討が進められているところでございます。そういう状況、それらに関する情報を収集しながら、先ほど申し上げました外部有識者が参加する研究

会を立ち上げて、今後の県のエネルギー施策に果たす役割をしっかりと果たして  
いきたいと、このように考えております